

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月9日
【会社名】	株式会社東京TYフィナンシャルグループ
【英訳名】	Tokyo TY Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柿崎 昭裕
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社 東京都民銀行 財務部長 城戸 洋典 株式会社 八千代銀行 経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	株式会社 東京都民銀行 東京都港区六本木二丁目3番11号 株式会社 八千代銀行 東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	株式会社 東京都民銀行 (03) 3582 - 8251 (大代表) 株式会社 八千代銀行 (03) 3352 - 2271 (大代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社 東京都民銀行 財務部長 城戸 洋典 株式会社 八千代銀行 経営企画部長 安田 信幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債(注1)
【届出の対象とした募集金額】	5,000,000,000円(注2)
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- (注) 1. 本届出書の対象となる新株予約権付社債に付された新株予約権は、株式会社八千代銀行(以下、「八千代銀行」といいます。)及び株式会社東京都民銀行(以下、「東京都民銀行」といいます。八千代銀行及び東京都民銀行を併せて以下、「両行」といいます。)において平成26年5月2日に開催された両行の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)、平成26年6月27日に開催予定の両行の各定時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)及び同日に開催予定の東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に際し、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関する八千代銀行の新株予約権者に対して八千代銀行の新株予約権の代わりに、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の株式会社東京TYフィナンシャルグループ(以下、「当社」といいます。)の新株予約権を交付するものであります。また、当社は、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)について、八千代銀行が当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務を、株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)として承継いたします。
2. 株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)について、八千代銀行が当社の成立日の前日の最終の当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務の金額になります。本届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の残高を記載しております。なお、届出の対象とした募集金額は、本株式移転に係る株式移転計画に基づき、本株式移転の効力発生日までに株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る社債の金額が減額されます。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1)【募集の条件】

銘柄	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（注1）
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することができない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000,000円（注2）
各社債の金額（円）	金100,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金5,000,000,000円（会社法上の募集社債の総額）（注2）
発行価格（円）	額面100円につき金100円 但し、新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととする。
利率（％）	年2.15％
利払日	毎月9月30日及び3月31日
利息支払の方法	<p>1 利息支払いの方法及び期限（注3）</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、平成18年9月30日を第一回の支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各末日にその日（同日を含む。）までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 第1回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。</p> <p>(6) 本社債の利息の支払については、本項のほか別記注6「劣後特約」の記載に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 本店</p>
償還期限	平成28年9月30日（金）
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は平成28年9月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は本項第(2)号及び第(3)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 本社債は、以下いずれかの事由が生じた場合にその総額を額面100円につき金100円で直ちに期限前償還する。</p> <p>日本において当社について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届け出られた債権又は当社に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び別記注6「劣後特約」第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権並びにその他本社債と支払に関して同順位又は劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額（協定案のある場合は、その条件による）につき全額の弁済を受けたこと。</p> <p>別記注6「劣後特約」第(1)号乃至第(4)号に記載する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したこと。</p> <p>(3) 償還すべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 当社は、発行日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、本新株予約権付社債を取得することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。</p>

	(5) 本社債の償還については、本項のほか別記注6「劣後特約」の記載に従う。 3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 本店
募集の方法	第三者割当の方法により、募集金額の全額を三井住友信託銀行株式会社に割当てる。（注3）（注4）
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成18年8月1日（火）（注3）（注4）
申込取扱場所	株式会社八千代銀行 本店（注3）
払込期日	平成18年8月1日（火）（注3）（注4）
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	本新株予約権付社債には物上担保又は保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
担保の目的物	該当事項はありません。
担保の順位	該当事項はありません。
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項はありません。
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項はありません。
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項はありません。
担保の保証	該当事項はありません。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産とする旨を定めたものをいう。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．本届出書に係る新株予約権付社債を、本届出書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。

- 株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、八千代銀行が当社の成立日の前日の最終の当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務の金額になります。本届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る社債の金額が減額されます。
- 本社債は、本株式移転に伴い、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債債務を当社が承継するものであり、当該社債債務と同一の債務であることから、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）における、利息支払いの方法及び期限、募集の方法、申込期間、申込取扱場所並びに払込期日と同一の内容を記載しております。なお、本株式移転に伴い、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債債務を当社が承継した後における、本社債に係る利息の第一回目の支払期日は、平成27年3月31日であります。また、本株式移転に伴い、新たに本社債に係る申込みや払込みは実施されません。
- 本新株予約権は、本株式移転に伴い、当社が、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権であり、また、本社債は、本株式移転に伴い、八千代銀行が株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の社債権者に対し負担する社債債務について、当社が承継するものであります。なお、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）は、その申込期間に申込があり、かつ払込期日である平成18年8月1日までに払込みがなされたため、当該新株予約権付社債の発行を行っております。

5. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

6. 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払いは、当社につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

(1) 破産手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき金額の満足（配当、供託を含む）を受けたこと。

(2) 民事再生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 会社更生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) その他の倒産手続及び日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において本項第(1)号乃至第(3)号に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号乃至第(3)号の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

上記「利息支払の方法」欄、「償還期限」欄、「償還の方法」欄及び本項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、又いかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と同一の条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(6) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号乃至第(4)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(7) 相殺禁止

当社について破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、民事再生手続開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、又は日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は、当社に対して負う義務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

7. 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、本新株予約権付社債券を喪失した旨、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代わり新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

8. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第1項第(2)号記載の転換価額（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第2項によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、3,741.4円とする。なお、転換価額は本欄第2項によって調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 本新株予約権の割当後、下記の 乃至 のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \pm \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合（但し、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。</p> <p>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(2) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、次の 乃至 のいずれかに該当する場合には、転換価額は当社の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。</p> <p>合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。</p>

	<p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。</p> <p>(4) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下の又はに定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下の又はにおける45取引日の間に本項第(1)号又は第(2)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本項第(1)号又は第(2)号に準じて調整される。</p> <p>調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当社の普通株式が上場されている金融商品取引所が併せて複数に及び場合には、当該45取引日目から調整後転換価額を適用する前日までの出来高の合計額が最も多い金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。</p> <p>調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当社の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。</p> <p>(5) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>3. 本欄第2項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本欄第2項第(4)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金5,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。</p>
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年10月1日から平成28年9月29日（但し、当社が別記「償還の方法」欄第2項により本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、当社が別記「償還の方法」欄第2項第(4)号により取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、新会社が本社債を消却した時）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>当社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号により本社債を繰上償還する場合又は別記「償還の方法」欄第2項第(4)号により買入消却する場合、それぞれ償還日又は消却する日以後当該新株予約権を行使することはできない。 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 平成26年5月31日現在の本新株予約権付社債の個数は50個であり、当社は、本株式移転に際し、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の新株予約権者に対して、当該新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、当該新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により、変動する可能性があります。
2. 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行するものであります。なお、各本社債の金額に対する本新株予約権の付与割合は100%であります。また、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により、変動する可能性があります。
3. 本新株予約権の割当対象者は、当社の設立の日の前日における最終の八千代銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者であります。
4. 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」といいます。）においてこれを取り扱う。
- (1) 行使請求しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下、「新株予約権行使請求書」といいます。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
5. 新株予約権行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。
6. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
7. 本社債に係る新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当
本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含みます。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された普通株式を、当該基準日において他の当社発行済株式（当社が保有する当社普通株式を除きます。）と同様に取り扱うものとする。

- (2) 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】
該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

- (1) 【新規発行による手取金の額】

当社は、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）についての社債に係る負債を承継いたします。

そして、本届出書の対象となる募集は、本株式移転に際し、八千代銀行の新株予約権者の有する株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社が、これらと実質的に同一の経済的効果をもつ当社新株予約権を交付するものであり、手取金は発生いたしません。

- (2) 【手取金の使途】

前記「(1) 新規発行による手取金の額」に記載のとおり、本届出書の対象となる募集により、手取金は発生いたしません。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第１【組織再編成（公開買付け）の概要】

１【組織再編成の目的等】

（１）経営統合の目的及び理由

両行はそれぞれが首都東京に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで安定的な収益基盤の構築を図ってきた一方で、平成12年に「業務協力の検討に関する覚書」を締結し、以来、ＡＴＭ提携、メール便共載等を実施してきた他、近年では取引先商談会を共催する等、真摯にスピード感を持って課題解決に取り組める信頼関係を長年にわたり築いてまいりました。

他方、首都圏におけるこれからの地域金融を巡る経営環境は、事業所数の減少や、少子高齢化が進展する中で人口が減少する時期が近い将来到来することに加え、従来から大手行等との競合が激しい市場において、地方の地域銀行による首都圏への本格的な進出の動きが強まる等、競争ステージの変化等により、ますます厳しさを増していくことが想定されます。このような環境下において、両行が地域金融の担い手として一層真価を發揮しながら地域経済の発展に貢献していくためには、規模・質の両面で存在感を發揮できる磐石な経営基盤を確立していくことが重要な経営課題となっております。

そのような中、両行は従来からの業務協力関係を発展させ、両行の経営資源を結集し、首都東京に基盤を置く新たな地域金融グループ（以下、「新金融グループ」といいます。）を形成することが、両行が地盤とする東京都及び神奈川県北東部における地域金融機能の強化に資する有力な経営上の選択肢であるとの共通認識となり、経営統合につき最終的な合意に至りました。平成26年5月2日に両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画を共同で作成致しました。

両行は、企業価値を最大化する観点から、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果を早期に發揮するために、株式移転による共同持株会社を設立する方式を選択しました。新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等の企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献してまいります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社東京TYフィナンシャルグループ (英文表示: Tokyo TY Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務
(3) 本店所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
(4) 代表者及び役員 の就任予定	<p>代表取締役会長 酒井 勲 (現 八千代銀行 取締役頭取)</p> <p>代表取締役社長 柿崎 昭裕 (現 東京都民銀行 取締役頭取)</p> <p>取締役 小林 功 (現 東京都民銀行 取締役会長)</p> <p>取締役 高橋 一之 (現 八千代銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 田原 宏和 (現 八千代銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 坂本 隆 (現 東京都民銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 味岡 桂三 (現 東京都民銀行 常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 健二 (現 八千代銀行 常務取締役)</p> <p>取締役 佐藤 明夫 (現 東京都民銀行 社外監査役)</p> <p>取締役 三浦 隆治 (現 八千代銀行 社外監査役)</p> <p>監査役 多田 和則 (現 八千代銀行 監査役)</p> <p>監査役 片山 寧彦 (現 東京都民銀行 監査役)</p> <p>監査役 稲葉 喜子 (現 はやぶさ監査法人 公認会計士)</p> <p>監査役 東道 佳代 (現 光和総合法律事務所 弁護士 職務上の氏名 黒澤 佳代)</p> <p>補欠監査役 遠藤 賢治 (現 遠藤法律事務所 弁護士) (監査役 稲葉 喜子の補欠監査役)</p> <p>補欠監査役 宮村 百合子 (現 辻・本郷税理士法人 税理士) (監査役 東道 佳代の補欠監査役)</p>
(5) 資本金	20,000百万円
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません。
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません。
(8) 決算期	3月31日

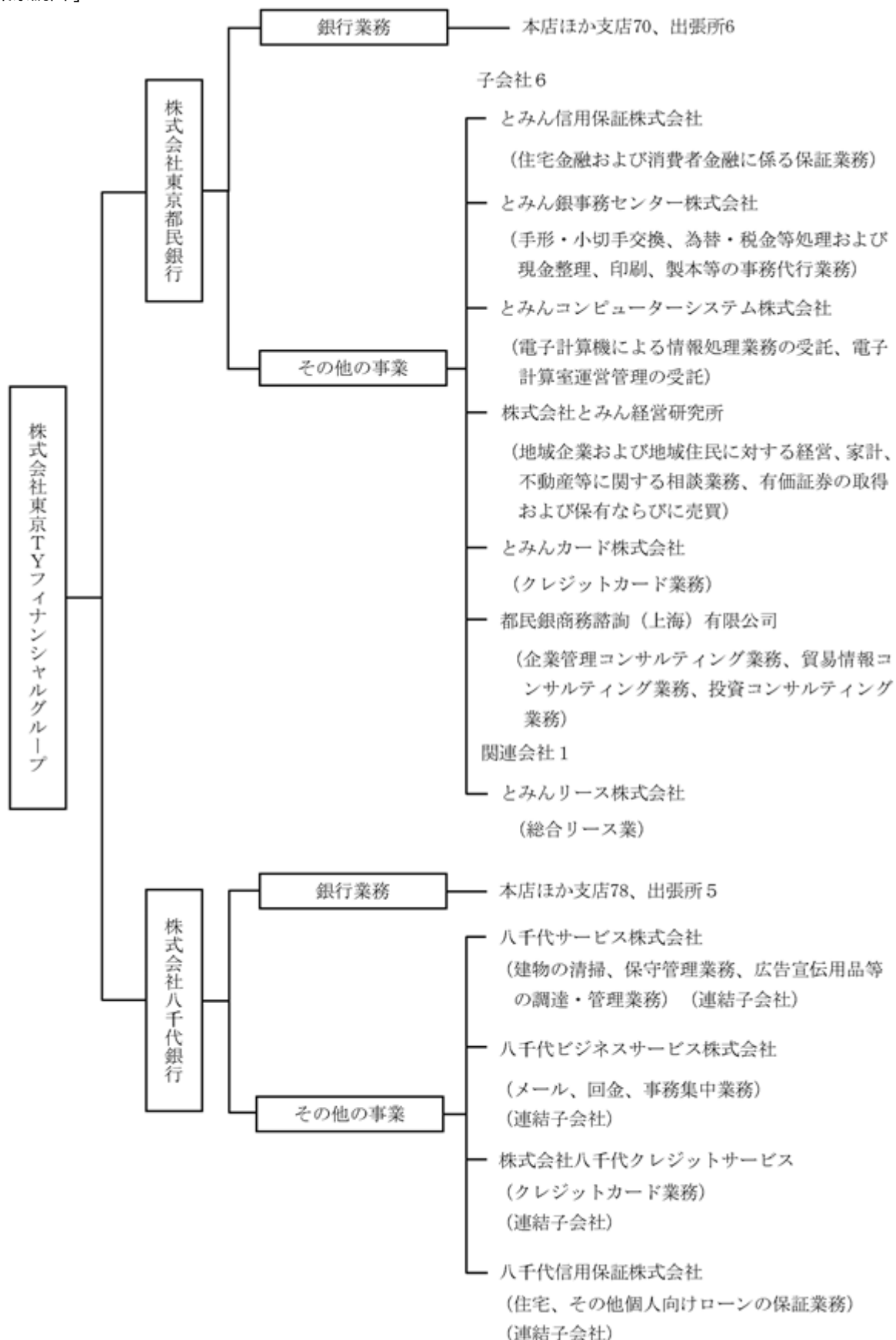
(注) 1 取締役 佐藤 明夫、三浦 隆治は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役 稲葉 喜子、東道 佳代は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

イ 提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成26年10月1日時点では以下の通りとなる予定であります。

〔事業系統図〕



当社設立後の、当社と両行の状況は以下の通りであります。

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社)									
株式会社東京都民銀行	東京都港区	48,120	銀行業	100.0	3 (予定)	未定	未定	未定	未定
株式会社八千代銀行	東京都新宿区	43,734	銀行業	100.0	5 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 両行は、それぞれ有価証券報告書の提出会社であります。
 2 両行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 3 本株式移転に伴う当社設立日(平成26年10月1日)をもって、両行は、当社の株式移転完全子会社となり、両行は平成26年9月26日をもって上場廃止となる予定であります。

当社の完全子会社となる両行の平成26年3月期末日(平成26年3月31日)時点(但し、当該日より後の時点の事実関係であることを注記により明記した記載についてはその時点)の状況については、以下の通りであります。

東京都民銀行の概要

(i) 事業内容

東京都民銀行の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 容 (1) 東京都民銀行」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有)割合 (%)	東京都民銀行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社)									
とみん信用保証株式会社	東京都千代田区	760	信用保証業	100.0	8 ()		保証契約 金銭貸借 預金取引		
とみん銀事務センター株式会社	東京都港区	10	事務代行業	100.0	6 ()		預金取引		
都民銀商務諮詢(上海)有限公司	中国上海市	米ドル 250,000	コンサルティング業務	100.0	4 ()				
とみんコンピューターシステム株式会社	東京都港区	20	コンピューター関連 サービス業	65.0 (16.0) [25.0]	6 ()		金銭貸借 預金取引		
株式会社とみん経営研究所	東京都港区	50	情報提供サービス業 有価証券取引金融業	80.7 (31.7) [19.3]	4 ()		金銭貸借 預金取引		
とみんカード株式会社	東京都台東区	30	クレジットカード業	73.0 (24.0) [17.0]	5 ()		金銭貸借 預金取引		
(持分法適用関連会社)									
とみんリース株式会社	東京都千代田区	305	総合リース業	35.5 (30.5) []	8 ()		金銭貸借 預金取引 リース契約		

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

- 4 「東京都民銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、東京都民銀行の役員（内書き）であります。

八千代銀行の概要

(i) 事業内容

八千代銀行の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 内容 (2) 八千代銀行」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	八千代銀行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
八千代サービス株式会社	東京都新宿区	10	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達業務	100.0	3		建物の清掃・管 繕・管理 広告宣伝用品等の 調達業務	八千代銀行より建物を賃借	
八千代ビジネスサービス株式会社	東京都文京区	10	メール、回金、事務集中業務	100.0	4		メール、回金、事務集中業務	八千代銀行より建物を賃借	
株式会社八千代クレジットサービス	東京都豊島区	142	クレジットカード業務	91.0 (9.1) [2.5]	2			八千代銀行より建物を賃借	
八千代信用保証株式会社	相模原市中央区	342	住宅、その他の個人向けローンの保証業務	97.4 (0.3) [1.2]	2		住宅、その他の個人向けローンの保証業務	八千代銀行より建物を賃借	

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 4 「八千代銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の人数は、八千代銀行からの転籍等により子会社の役員(非常勤は除く)となっている者であります。
 なお、関係会社の役員を兼任している八千代銀行の役員はおりません。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両行は当社の完全子会社になる予定であります。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両行との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である両行との取引関係は、未定であります。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を平成26年5月2日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、東京都民銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.37株を、八千代銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年6月27日に開催される予定の東京都民銀行の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会、同日に開催される予定の八千代銀行の定時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社東京都民銀行（以下「甲」という。）及び株式会社八千代銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社を取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1．新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」とし、英文では「Tokyo TY Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区新宿五丁目9番2号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、110,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	100,000,000株
第1回第一種優先株式	5,000,000株
第2回第一種優先株式	5,000,000株

2．前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1．新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	酒井 勲
取締役	柿崎 昭裕
取締役	小林 功
取締役	高橋 一之
取締役	田原 宏和
取締役	坂本 隆
取締役	味岡 桂三

取締役 鈴木 健二

社外取締役 佐藤 明夫

社外取締役 三浦 隆治

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 多田 和則

監査役 片山 寧彦

社外監査役 稲葉 喜子

社外監査役 東道 佳代

補欠監査役 遠藤 賢治（社外監査役 稲葉 喜子の補欠の社外監査役）

補欠監査役 宮村 百合子（社外監査役 東道 佳代の補欠の社外監査役）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に0.37を乗じた数、及び()乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の普通株主に対して、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の普通株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式0.37株
 - (2) 乙の普通株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
3. 前2項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 新会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、新会社の成立日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄に掲げる新会社の新株予約権を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する以下の表第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 新会社は、本株式移転に際し、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債について、新会社の成立日の前日の最終の乙の社債原簿に記載又は記録された社債権者に対し乙が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として承継し、その承継に係る社債債務の額は、以下の表第3欄に掲げる額とする。
4. 本計画作成後新会社の成立日までの間、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合には、第1項乃至第3項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
株式会社八千代銀行 第二回無担保転換社債型新株予約 権付社債 (劣後特約付)	別紙2 記載	株式会社東京ＴＹフィナンシャル グループ 第一回無担保転換社債型新株予約 権付社債 (劣後特約付)	別紙3 記載	社債債務額： 5,000,000,000円

第6条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社設立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 20,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 5,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成26年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、甲は、平成26年6月27日を開催日として甲の普通株式の株主による種類株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成26年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり20円を限度として、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり10円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり30円を限度として、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり40円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許可（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月2日

甲：東京都港区六本木二丁目3番11号
株式会社東京都民銀行
取締役頭取 柿崎 昭裕

乙：東京都新宿区新宿五丁目9番2号
株式会社八千代銀行
取締役頭取 酒井 勲

株式会社東京TYフィナンシャルグループ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東京TYフィナンシャルグループと称し、英文ではTokyo TY Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
2. その他前号の業務に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、110,000,000株とする。

当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	100,000,000株
第1回第一種優先株式	5,000,000株
第2回第一種優先株式	5,000,000株

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、全ての種類の株式について100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等、および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 第一種優先株式

（第一種優先配当金）

第13条 当社は、第52条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式（以下、総称して「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。

第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率を乗じて算出した金額。ただし、配当年率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

ただし、当該事業年度において第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手續の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手續の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（第一種優先中間配当金）

第14条 当社は、第52条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

（第一種優先株主に対する残余財産の分配）

第15条 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を踏まえて各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める金額。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（第一種優先株主の議決権）

第16条 第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定

時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（株式の分割または併合および株式無償割当て）

第17条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

（金銭を対価とする取得条項）

第18条 当社は、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、金銭を交付する。

前項に基づき当社が第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第19条 第一種優先株主は、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める当該第一種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当社に対し、自己の有する第一種優先株式の取得を請求することができる。かかる請求があった場合、当社は、第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式を取得するのと引換えに、当該第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当社の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

第一種優先株式1株当たりの取得価額は、当初、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができる。当社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正される。

（普通株式を対価とする一斉取得）

第20条 当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当社の普通株式を交付する。当社は、当該決議により交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

（優先順位）

第21条 各第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

（除斥期間）

第22条 第53条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払について、これを準用する。

第4章 株主総会

（株主総会の招集）

第23条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第24条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第25条 当会社の株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第26条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第27条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第28条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（種類株主総会）

第29条 第25条、第26条、第27条第1項および第28条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第27条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第24条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第5章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第30条 当会社の取締役は、12名以内とする。

（取締役の選任方法）

第31条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第32条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第33条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第34条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第35条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第36条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第37条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第38条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役との責任限定契約）

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 監査役および監査役会

（監査役の数）

第40条 当社の監査役は、6名以内とする。

（監査役の選任）

第41条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第42条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第43条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第44条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第45条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第46条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役との責任限定契約）

第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第48条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計算

（事業年度）

第50条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第51条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第52条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第53条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 第50条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立日から平成27年3月31日までとする。

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 第38条および第46条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等は総額金2億5千万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等は総額金8千万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の内容

1. 募集社債の名称
株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金50億円
3. 各募集社債の金額
金1億円の1種
4. 新株予約権付社債券の発行及びその形式
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率
年2.15%
6. 払込金額
各本社債の払込金額は、金1億円（額面100円につき金100円）とする。但し、各本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 償還価額
額面100円につき金100円
8. 申込期日
平成18年8月1日
9. 募集社債の払込期日及び新株予約権の割当日
平成18年8月1日（以下、「発行日」という。）
10. 募集の方法
第三者割当の方法により、募集社債の総額を三井住友信託銀行株式会社に割当てる。
11. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は平成28年9月30日にその総額を第7項に定める償還価額をもって償還する。
 - (2) 本社債は、以下いずれかの事由が生じた場合にその総額を第7項に定める償還価額をもって直ちに期限前償還する。
 - (イ) 日本において乙について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権又は乙に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び第19項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権並びにその他本社債と支払に関して同順位又は劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額（協定案のある場合は、その条件による）につき全額の弁済を受けたこと。
 - (ロ) 第19項第(1)号乃至第(4)号に規定する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したこと。
 - (3) 償還すべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (4) 乙は、発行日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、本新株予約権付社債を取得することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。
 - (5) 本社債の償還については、本項のほか第19項に定める劣後特約に従う。
14. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、平成18年9月30日を第一回の支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各末日にその日（同日を含む。）までの前半か年分を支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
 - (4) 償還期日後は利息をつけない。
 - (5) 第1回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

(6) 本社債の利息の支払については、本項のほか第19項に定める劣後特約に従う。

15. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は乙普通株式とし、本新株予約権を行使すること（以下、「行使」という。）により乙が乙普通株式を新たに発行又は乙の有する乙普通株式を処分（以下、乙普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を本項第(6)号記載の転換価額（但し、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日（但し、乙が第13項第(2)号により本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、乙が第13項第(4)号により取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、乙が本社債を消却した時）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 乙による本新株予約権の取得事由

乙による本新株予約権の取得事由は定めない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する乙普通株式の数を算定するにあたり用いられる乙普通株式1株当たりの価額（以下、「転換価額」という。）は、当初5,344.9円とする。なお、転換価額は本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整されることがある。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により乙普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。

(8) 転換価額の修正

転換価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）における乙の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日現在の時価に修正される。「転換価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%（以下、「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額とする。転換価額及び株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、本項第(9)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、「転換価額修正日現在の時価」は本項第(9)号に準じて調整される。

- a. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で乙の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。
- b. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

(9) 転換価額の調整

本社債発行後、下記の a .乃至 c .のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- a . 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合（但し、乙の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、乙の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は乙の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b . 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

- c . 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、乙の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、乙の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は乙の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 に掲げる場合のほか、次の a .乃至 c .のいずれかに該当する場合には、転換価額は乙の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

- a . 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とするとき。
b . その他乙普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
c . 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下の a .又は b .に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下の a .又は b .における45取引日の間に本号 又は に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本号 又は に準じて調整される。

- a . 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で乙の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。
b . 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における乙の発行済普通株式数から当該日における乙の有する乙普通株式数を控除した数とする。

(10) 本項第(8)号又は第(9)号により転換価額の修正又は調整を行うときは、乙は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(9)号 bの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(11) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

本新株予約権を行使しようとするときは、乙の定める新株予約権の行使請求書(以下、「新株予約権行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

株式会社証券保管振替機構に預託をした本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使する場合は、新株予約権行使請求書に行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、株式会社証券保管振替機構を経由して、行使期間中に行使請求受付場所に提出することができる。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(12) 新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、新株予約権を行行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

(13) 株券の交付方法

乙は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(14) 剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使の効力が発生した乙普通株式を、当該基準日において発行済みの他の乙普通株式(乙が保有する乙普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、又、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

17. 担保提供制限

乙は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、乙が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容及び新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産とする旨を定めたものをいう。

18. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

19. 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払は、乙につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

(1) 破産手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、乙について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権(但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき金額の満足(配当、供託を含む)を受けたこと。

(2) 民事再生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、乙について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 会社更生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、乙について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

乙について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) その他の倒産手続及び日本法以外による倒産手続の場合

乙について、日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において本項第(1)号乃至第(3)号に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号乃至第(3)号の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

第13項、第14項、第18項及び本項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、又いかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、乙に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と同一の条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(6) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号乃至第(4)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに乙に返還する。

(7) 相殺禁止

乙について破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、民事再生手続開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、又は日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は、乙に対して負う義務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

20. 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、本新株予約権付社債券を喪失した旨、その記番号及び喪失の事由等を乙に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、乙は、これに代わり新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

21. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、乙は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

22. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社八千代銀行

23. 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

24. 上場申請の有無

なし

以上

株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ
第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の内容

1．募集社債の名称

株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2．募集社債の総額

金50億円

3．各募集社債の金額

金1億円の1種

4．新株予約権付社債券の発行及びその形式

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

5．利率

年2.15%

6．払込金額

各本社債の払込金額は、金1億円（額面100円につき金100円）とする。但し、各本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

7．償還価額

額面100円につき金100円

8．申込期日

平成18年8月1日

9．募集社債の払込期日及び新株予約権の割当日

(1) 募集社債の払込期日

平成18年8月1日（以下、「発行日」という。）

(2) 新株予約権の割当日

平成26年10月1日

10．募集の方法

第三者割当の方法により、募集社債の総額を三井住友信託銀行株式会社に割当てる。

11．物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

13．償還の方法及び期限

(1) 本社債は平成28年9月30日にその総額を第7項に定める償還価額をもって償還する。

(2) 本社債は、以下いずれかの事由が生じた場合にその総額を第7項に定める償還価額をもって直ちに期限前償還する。

(イ) 日本において新会社について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権又は新会社に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び第18項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権並びにその他本社債と支払に関して同順位又は劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額（協定案のある場合は、その条件による）につき全額の弁済を受けたこと。

(ロ) 第18項第(1)号乃至第(4)号に規定する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したこと。

(3) 償還すべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 新会社は、発行日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、本新株予約権付社債を取得することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。

(5) 本社債の償還については、本項のほか第18項に定める劣後特約に従う。

14．利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、平成18年9月30日を第一回の支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各末日にその日（同日を含む。）までの前半か年分を支払う。

(2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- (3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。
- (6) 本社債の利息の支払については、本項のほか第18項に定める劣後特約に従う。

15. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は新会社普通株式とし、本新株予約権を行使すること（以下、「行使」という。）により新会社が新会社普通株式を新たに発行又は新会社の有する新会社普通株式を処分（以下、新会社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を本項第(6)号記載の転換価額（但し、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年10月1日から平成28年9月29日（但し、新会社が第13項第(2)号により本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、新会社が第13項第(4)号により取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、新会社が本社債を消却した時）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新会社による本新株予約権の取得事由

新会社による本新株予約権の取得事由は定めない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する新会社普通株式の数を算定するにあたり用いられる新会社普通株式1株当たりの価額（以下、「転換価額」という。）は、3,741.4円とする。なお、転換価額は本項第(8)号によって調整されることがある。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により新会社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する。

(8) 転換価額の調整

本新株予約権の割当後、下記のa.乃至c.のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} \pm \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

a. 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合（但し、新会社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、新会社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は新会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、新会社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、新会社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は新会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 に掲げる場合のほか、次の a.乃至 c. のいずれかに該当する場合には、転換価額は新会社の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。

b. その他新会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

c. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下の a.又は b. に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下の a.又は b.における45取引日の間に本号 又は に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本号 又は に準じて調整される。

a. 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、新会社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における新会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で新会社の普通株式が上場されている金融商品取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日目から調整後転換価額を適用する前日までの出来高の合計額が最も多い金融商品取引所における新会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、新会社の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における新会社の発行済普通株式数から当該日における新会社の有する新会社普通株式数を控除した数とする。

(9) 本項第(8)号により転換価額の調整を行うときは、新会社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(8)号 b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(10) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第22項に定める行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

本新株予約権を行使しようとするときは、新会社の定める新株予約権の行使請求書（以下、「新株予約権行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

株式会社証券保管振替機構に預託をした本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使する場合は、新株予約権行使請求書に行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、株式会社証券保管振替機構を経由して、行使期間中に行使請求受付場所に提出することができる。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(11) 新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

(12) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使の効力が発生した新会社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の新会社普通株式（新会社が保有する新会社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

16. 担保提供制限

新会社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、新会社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産とする旨を定めたものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

18. 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払は、新会社につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

(1) 破産手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、新会社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき金額の満足（配当、供託を含む）を受けたこと。

(2) 民事再生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、新会社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 会社更生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、新会社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

新会社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) その他の倒産手続及び日本法以外による倒産手続の場合

新会社について、日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において本項第(1)号乃至第(3)号に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号乃至第(3)号の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

第13項、第14項、第17項及び本項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、又いかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、新会社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と同一の条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(6) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号乃至第(4)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに新会社に返還する。

(7) 相殺禁止

新会社について破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、民事再生手続開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、又は日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は、新会社に対して負う義務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

19. 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、本新株予約権付社債券を喪失した旨、その記番号及び喪失の事由等を新会社に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、新会社は、これに代わり新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

20. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、新会社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

21. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ

22. 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

23. 上場申請の有無

なし

以 上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	東京都民銀行	八千代銀行
株式移転比率	0.37	1

(注) 1 株式の割当比率

東京都民銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.37株を、八千代銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

2 当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：29,225,724株

上記は、東京都民銀行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（40,050,527株）及び八千代銀行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（15,522,991株）を前提として算出しております。但し、本株式移転により当社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、東京都民銀行の平成26年3月31日時点における自己株式数（1,238,150株）及び八千代銀行の平成26年3月31日時点における自己株式数（657,846株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、東京都民銀行又は八千代銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成26年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

両行は、前記「(1) 株式移転比率」記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、東京都民銀行はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、また、八千代銀行は野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に任命のうえ、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼しました。

みずほ証券は、両行の財務状況、両行の普通株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、両行の普通株式の株式比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、両行と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に両行について将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）による算定を行っております。各手法における算定結果は以下の通りです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、八千代銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.381～0.387
2	類似企業比較法	0.338～0.443
3	DDM法	0.353～0.431

なお、市場株価基準法では、平成26年5月1日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における両行それぞれの普通株式の算定基準日の出来高加重平均価格（以下、「VWAP」といいます。）、算定基準日から遡

る1週間のVWAP、同1ヶ月間のVWAP、同3ヶ月間のVWAP、同6ヶ月間のVWAPを採用しております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両行の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両行の財務見通しについては、両行により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備又は作成されたものであることを前提としております。みずほ証券は、東京都民銀行及び八千代銀行各行の財務見通しの正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

なお、みずほ証券は東京都民銀行から、両行各々の財務見通しの提供を受け、これをDDM法による分析の基礎としております。みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、このうち東京都民銀行の将来の利益計画については、足許の経済環境を背景とした役務取引等利益等の収益の積み上げ、継続的なコスト削減施策の推進及び与信費用の安定推移見通し等により、業績は堅調に推移することを見込んでおります。平成27年度においては、これに加えて退職給付会計導入時に発生した会計基準変更時差異の償却の終了等の影響もあり、対前年度比較において経常利益及び当期純利益が3割をやや上回る大幅な増益を見込んでおります。一方、八千代銀行の将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

野村証券は、両行の普通株式の株式移転比率について、両行が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下の通りであります。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、八千代銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	0.382～0.387
2	類似会社比較法	0.328～0.503
3	DDM法	0.317～0.383

市場株価平均法については、平成26年5月1日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値、平成26年4月24日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成26年4月2日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成26年2月3日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成25年11月5日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式移転比率算定は、平成26年5月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、野村証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定の経緯

上記のとおり、東京都民銀行はみずほ証券に、八千代銀行は野村証券に、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成26年5月2日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

算定機関との関係

東京都民銀行の第三者算定機関であるみずほ証券及び八千代銀行の第三者算定機関である野村證券は、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

フェアネス・オピニオンの取得

東京都民銀行は大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)から平成26年5月1日付にて、一定の条件のもとに、本株式移転における株式移転比率は、東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。大和証券は、両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、八千代銀行は野村證券から平成26年5月2日付にて、本株式移転における株式移転比率は、八千代銀行にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違】

自己株式の取得

当社の定款には、「当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。」旨の定めが置かれる予定であります。これに対して、東京都民銀行の定款には同様の定めはありません。

優先株式の発行

当社の定款には、第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式に係る定めが設けられる予定です。第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式の詳細については、前記「3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 定款 第3章 第一種優先株式」をご参照下さい。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

東京都民銀行

東京都民銀行の普通株式の株主が、その有する東京都民銀行の普通株式につき、東京都民銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京都民銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、東京都民銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日(平成26年6月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行

八千代銀行の普通株式の株主が、その有する八千代銀行の普通株式につき、八千代銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を八千代銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日(平成26年6月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京都民銀行

議決権の行使の方法としては、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、東京都民銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京都民銀行に提出する必要があります。)。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会又は種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、東京都民銀行に平成26年6月26日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記定時株主総会及び種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、東京都民銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、東京都民銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

八千代銀行

議決権の行使の方法としては、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、八千代銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、八千代銀行に提出する必要があります。)

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記定時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、八千代銀行に平成26年6月26日午後5時15分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、八千代銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、八千代銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録された両行の普通株式の株主に割り当てられます。両行の普通株式の株主は、自己の東京都民銀行又は八千代銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取るようになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新株予約権の買取請求権の行使の方法について

東京都民銀行

当社は、本株式移転に際して、東京都民銀行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたしません。東京都民銀行は、当社の設立までに、一切の新株予約権を消滅させる予定であります。

なお、東京都民銀行は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

八千代銀行

八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権に係る新株予約権者は、その有する八千代銀行の新株予約権につき、八千代銀行に対して会社法808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日(平成26年6月27日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにするとともに、併せて、会社法第808条第2項の規定に従い、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び本株式移転比率を踏まえ、当該新株予約権に係る新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る社債債務については当社が承継いたします。

当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の新株予約権は、当社の成立日の前日の最終の八千代銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権に係る新株予約権者に割り当てられます。当該新株予約権者が、本株式移転によって発行される当社の新株予約権を受け取るためには、本株式移転の効力発生日(以下、「本株式移転効力発生日」といいます。)までに、八千代銀行の新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を八千代銀行に提出する必要があります。

当社は、上記新株予約権者に対し、当社の新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を発行いたします。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、東京都民銀行においては八千代銀行の、八千代銀行においては東京都民銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、八千代銀行においては、会社法第810条の規定により株式移転について異議を述べる事ができる債権者がある場合の本株式移転効力発生日以後における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、両行の本店に平成26年6月10日よりそれぞれ備え置く予定であります。その他に、東京都民銀行又は八千代銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成26年5月2日開催の両行の取締役会において承認された本株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類であります。の書類は、東京都民銀行又は八千代銀行の平成26年3月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、本株式移転において、八千代銀行が発行している新株予約権付社債に係る社債債務を当社が承継することに伴い、当社が当該承継する社債債務について、本株式移転の効力発生日以後に履行する見込みがあることを説明した書面であります。の書類は、東京都民銀行又は八千代銀行の平成26年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記、及びの書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成26年3月31日	定時株主総会に係る基準日（両行） 普通株主による種類株主総会に係る基準日（東京都民銀行）
平成26年5月2日	経営統合契約書及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成26年5月2日	経営統合契約書締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成26年6月27日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成26年6月27日（予定）	株式移転計画承認種類株主総会（東京都民銀行）
平成26年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
平成26年10月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成26年10月1日（予定）	当社株式上場日

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 東京都民銀行

東京都民銀行の普通株式の株主が、その有する東京都民銀行の普通株式につき、東京都民銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京都民銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、東京都民銀行が、上記定時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行

八千代銀行の普通株式の株主が、その有する八千代銀行の普通株式につき、八千代銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を八千代銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、八千代銀行が、上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

八千代銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権に係る新株予約権者が、その有する八千代銀行の新株予約権につき、八千代銀行に対して会社法808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、八千代銀行が、

上記定時株主総会の決議の日（平成26年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の数を明らかにするとともに、併せて、会社法第808条第2項の規定に従い、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

第2【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記の通り、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両行の最近連結会計年度の主要な経営指標である「経常収益」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下の通りとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「経常収益」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

経常収益（百万円）	86,877
経常利益（百万円）	14,284
当期純利益（百万円）	11,318

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下の通りです。

東京都民銀行
主要な経営指標等の推移
連結経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	58,659	52,930	49,277	46,951	45,691
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	3,078	1,708	2,665	3,294	5,957
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	1,559	749	3,304	2,577	4,952
連結包括利益	百万円		1,579	2,700	4,445	5,473
連結純資産額	百万円	77,829	74,768	76,911	80,805	81,073
連結総資産額	百万円	2,475,694	2,546,402	2,595,972	2,498,111	2,539,381
1株当たり純資産額	円	1,980.02	1,924.17	1,978.13	2,077.30	2,082.19
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	39.77	19.16	85.25	66.48	127.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				66.38	127.42
自己資本比率	%	3.14	2.93	2.95	3.22	3.18
連結自己資本比率(国内基準)	%	10.48	9.91	9.49	9.58	8.94
連結自己資本利益率	%	2.02	0.98	4.37	3.28	6.14
連結株価収益率	倍	31.25	56.37		17.00	8.37
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	14,108	21,600	12,051	63,768	49,976
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	19,531	6,013	10,967	61,657	44,709
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,804	7,259	981	803	2,205
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	30,653	51,019	28,992	26,084	122,982
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,934 [635]	1,876 [604]	1,784 [605]	1,689 [603]	1,608 [584]

(注) 1 東京都民銀行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成23年度は純損失を計上したため記載しておりません。また、平成21年度及び平成22年度は潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額が減少しないため、記載しておりません。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 連結自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19条)」に基づき算出してあります。なお、東京都民銀行は国内基準を採用しており、平成25年度より新基準(パーゼル)にて自己

資本比率を算出しております。また、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

- 6 連結株価収益率については、平成23年度は純損失を計上したため記載しておりません。
7 従業員数は就業人員数を表示しております。

八千代銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,598	44,254	44,314	42,852	41,185
連結経常利益	百万円	3,508	7,035	8,865	7,787	8,327
連結当期純利益	百万円	4,530	6,768	6,051	5,638	6,366
連結包括利益	百万円		5,395	8,833	8,218	3,776
連結純資産額	百万円	95,614	99,635	106,464	113,479	100,110
連結総資産額	百万円	2,052,256	2,076,784	2,188,343	2,201,425	2,207,664
1株当たり純資産額	円	5,341.11	5,613.33	6,174.32	6,614.24	6,736.58
1株当たり当期純利益金額	円	271.46	421.38	374.04	351.26	429.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	244.72	364.64	313.22	283.60	384.96
自己資本比率	%	4.65	4.79	4.86	5.15	4.53
連結自己資本比率（国内基準）	%	10.76	11.46	11.57	11.66	10.19
連結自己資本利益率	%	4.94	6.93	5.87	5.13	5.96
連結株価収益率	倍	7.96	6.71	5.43	8.86	6.57
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	25,845	37,963	90,825	12,752	7,991
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	36,240	26,895	94,035	2,204	30,712
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,533	1,374	2,003	1,204	16,234
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	36,628	46,313	41,099	29,356	51,832
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,821 [450]	1,799 [439]	1,783 [449]	1,752 [430]	1,733 [401]

(注) 1 八千代銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- 3 平成25年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式のうち第一種優先株式を平成25年5月21日付で全て取得及び消却しておりますが、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）に基づき、期首に潜在株式が全て普通株式に転換されたものと仮定した金額を記載しております。
- 4 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19条）」に基づき算出しております。なお、八千代銀行は国内基準を採用しており、平成26年3月期より新基準（パーゼル）にて自

己資本比率を算出しております。また、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載の通りであります。

2【沿革】

- 平成26年5月2日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成26年6月27日 東京都民銀行は、その定時株主総会及び東京都民銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成26年6月27日 八千代銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成26年10月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる両行の平成26年3月期連結会計年度末日（平成26年3月31日）時点における事業の内容は以下の通りであります。

(1) 東京都民銀行

東京都民銀行グループは、東京都民銀行、子会社6社、関連会社1社により構成され、銀行業務を中心に金融サービスを提供しております。

東京都民銀行グループの事業に係る位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は次の通りであります。

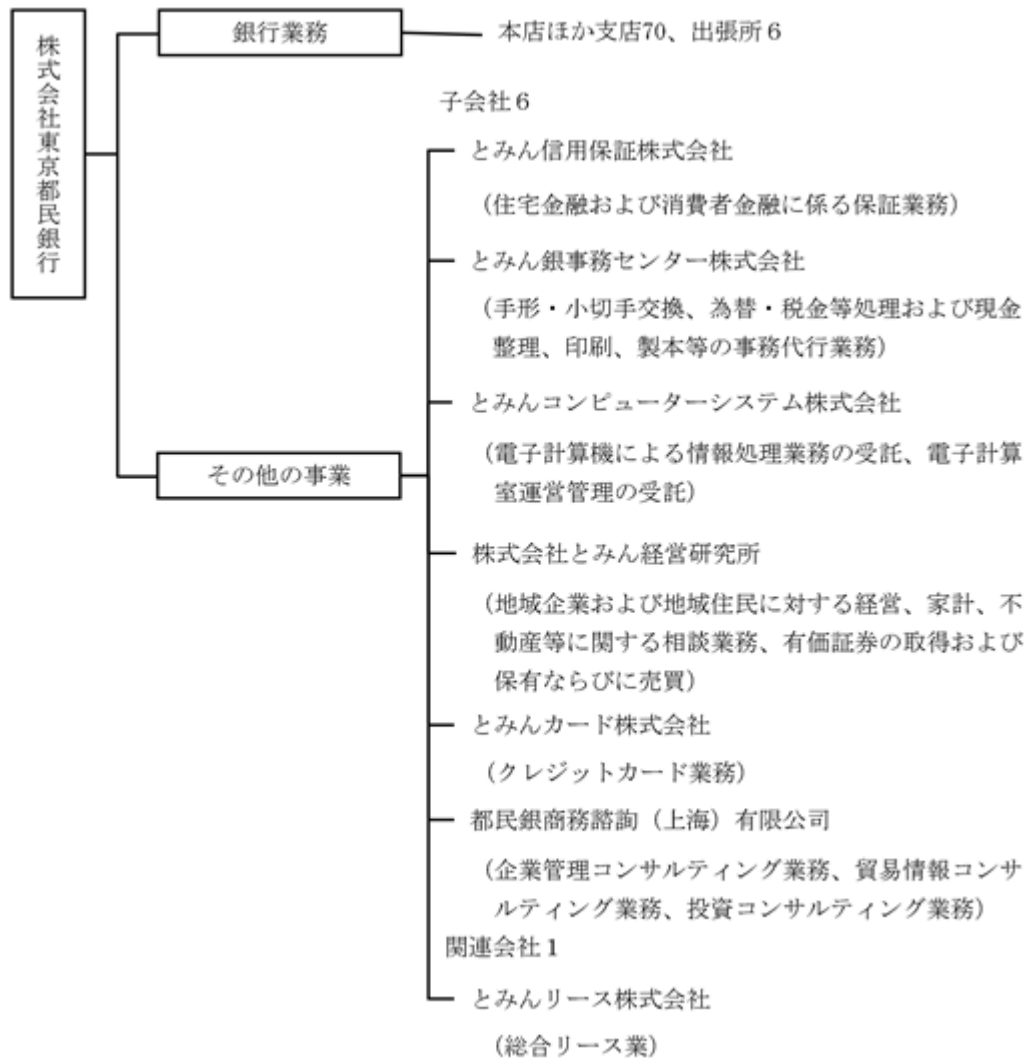
〔銀行業〕 東京都民銀行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、有価証券業務及びそれらに付随する業務等を行っております。

また、100%子会社においては、銀行の事務代行業務等を行っております。

〔その他〕 その他の子会社においては、コンピューター関連サービス業、情報提供サービス業及びクレジットカード業等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。

（平成26年3月31日現在）



(2) 八千代銀行

八千代銀行グループは、八千代銀行及び連結子会社4社により構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

なお、八千代銀行及び八千代銀行の関係会社は報告セグメントが銀行業のみであり、事業に係る位置づけは次の通りであります。

銀行業

八千代銀行の本店ほか78カ店は、以下の業務を通じて地域金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすとともに、営業基盤の強化に積極的に取り組んでおります。

ア．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引

イ．債務の保証または手形の引受けその他の前項の銀行業務に付随する業務

ウ．国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務

エ．信託業務

オ．前各項の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務

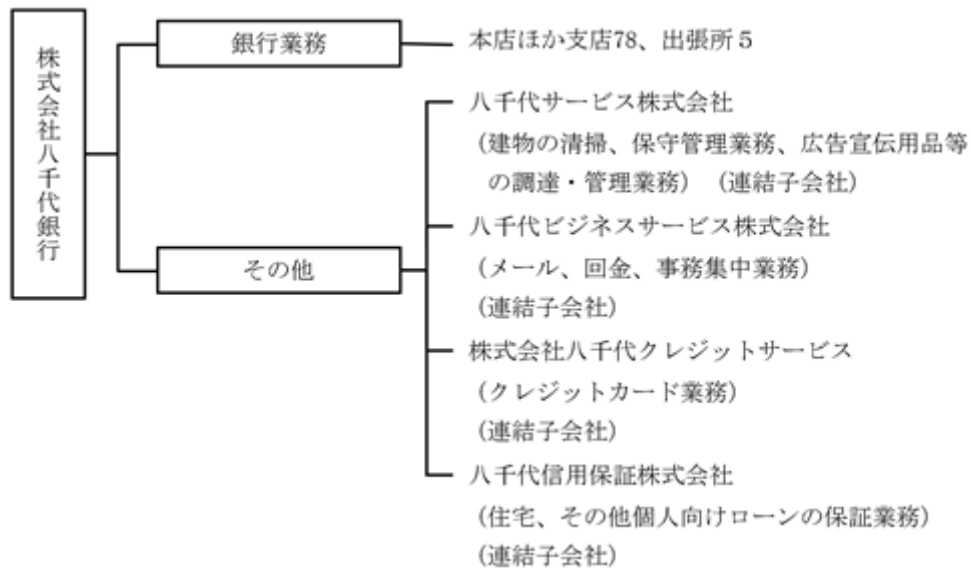
カ．その他前各項の業務に付帯または関連する事項

その他

子会社4社は、八千代銀行の銀行業務に付随する業務に携わっており、八千代銀行と一体となってお客さまの金融ニーズへの対応を図っております。

以上の事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。

（平成26年3月31日現在）



4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両行それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の平成26年3月期連結会計年度末日（平成26年3月31日）における従業員の状況につきましては、それぞれ以下の通りであります。

東京都民銀行

平成26年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
銀行業	1,526 [559]
その他	82 [24]
合計	1,608 [584]

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、出向者、執行役員、嘱託及び臨時従業員762人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

八千代銀行

平成26年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
銀行業	1,624 [329]
その他	109 [72]
合計	1,733 [401]

(注) 1 八千代銀行及び八千代銀行の関係会社は、報告セグメントが「銀行業」のみであり、セグメント情報の記載を省略しているため、セグメントの名称は「銀行業」と「その他」としております。

2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員567人を含んでおりません。

3 臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となる両行の本届出書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下の通りであります。

東京都民銀行

東京都民銀行の従業員組合は、東京都民銀行従業員組合と称し、組合員数は平成26年3月31日現在で1,136名であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

八千代銀行

八千代銀行の従業員組合は、銀行労連八千代銀行従業員組合と称し、組合員数は平成26年3月31日現在で78名であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行は、銀行業における業務の特殊性のため、該当事項はありません。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)の通りであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本届出書提出日において終了しておらず、今後予定どおり進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（銀行法上必要な手続を履践することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画どおりの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定した通りに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループ又は東京都民銀行グループ（東京都民銀行及び連結子会社。以下同じ。）若しくは八千代銀行グループ（八千代銀行及び連結子会社。以下同じ。）の財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・ サービス・商品開発の遅れ、顧客との関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性。
- ・ 当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性。
- ・ 当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続その他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性。

(2) 東京都民銀行の事業等のリスク

信用リスク

a．不良債権

東京都民銀行グループが保有する貸出資産には不良債権も含まれております。東京都民銀行グループの不良債権や与信費用は、以下に記載したものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、増加する可能性があります。

- ・業績悪化企業の増加
- ・特定業種、特定企業の業績悪化
- ・担保価値の下落、流通性の低下

b．貸倒引当金

東京都民銀行グループは、貸出資産に対する自己査定に基づき、将来の損失額を見積り、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れによる損失は、こうして計上した貸倒引当金では不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落、査定基準・引当基準の変更、その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

c．貸出先への対応

東京都民銀行グループは、融資先に債務不履行等が生じた場合においても、回収の実効性その他の観点から、法的な権利を全て行使しない場合があります。また、こうした融資先に対して追加貸出、債権放棄による支援を行うケースもありえます。こうした支援により、東京都民銀行グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

d．権利行使

東京都民銀行グループは、不動産市場における流動性の欠如や価格の下落、有価証券の価格の下落等の要因により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または、融資先が保有するこうした資産に対する強制執行をできない可能性があります。

e．デリバティブ取引

東京都民銀行は、国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクを有しているため、取引先の契約不履行や想定を超える市場金利・為替相場等の変動により、東京都民銀行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

市場リスク

a．有価証券の価格下落リスク

東京都民銀行グループは、市場性のある株式、債券などの有価証券を保有しております。保有する有価証券の価格下落により損失が発生し、東京都民銀行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

b．金利変動リスク

資産と負債の金利改定時期が異なることから、金利変動に伴い資金収益が減少し、東京都民銀行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

流動性リスク

東京都民銀行グループの財務内容の悪化や市場の風評等により、資金の確保に際して通常よりも著しく高い金利による調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金の確保が困難になる可能性があります。

オペレーショナルリスク

a．事務リスク

東京都民銀行グループは、預金・貸出・為替などの銀行業務を中心とした様々な業務を行っております。こうした業務において、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、東京都民銀行グループが損失を被る可能性があります。

b．システムリスク

東京都民銀行グループは、基幹系システムをはじめとした様々なコンピューターシステムを利用し、業務を運営しています。事故、システムの新規開発・更新等によりコンピューターシステムにダウンまたは誤作動等の障害が発生した場合、障害の規模によっては東京都民銀行グループの業務運営や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

c．情報漏洩

東京都民銀行グループは、多数の顧客情報を保有しており、法令等に則り内部規程を定め、情報を管理しております。こうした顧客情報が万一漏洩した場合には、東京都民銀行グループの業務運営や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

d．訴訟リスク

今後の業務運営の過程で訴訟を提起され、補償等を余儀なくされた場合、東京都民銀行グループの業務運営や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス

東京都民銀行グループでは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと捉え、態勢の整備に努めておりますが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、東京都民銀行グループの業務運営や業績に影響を与える可能性があります。

格付について

東京都民銀行グループは外部格付機関より格付を取得しております。格付が引き下げられた場合、東京都民銀行グループの資金・資本調達に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務について

東京都民銀行は、割引率、年金資産の期待運用収益率等について、一定の条件を設定し、従業員退職給付債務及び退職給付費用を算出・計上しています。年金資産の時価下落、運用利回りの低下や割引率、年金資産の期待運用収益率をはじめとした算出の前提条件に変更があった場合は、退職給付費用が増加する可能性があります。

繰延税金資産について

東京都民銀行グループは、将来の所得計画に基づき、繰延税金資産を計上しています。現在の本邦の自己資本比率規制においては、繰延税金資産は全額が自己資本に含まれております。繰延税金資産の計算は、所得計画を含め将来の予測・仮定に基づいており、実際の結果は予測・仮定と異なる場合があります。東京都民銀行グループが繰延税金資産の一部または全部を回収できないと判断した場合や算出基準が変更された場合、繰延税金資産が減額され、東京都民銀行グループの業績や自己資本比率に悪影響を与える可能性があります。

自己資本比率について

東京都民銀行は、自己資本比率について国内基準を適用しており、連結および単体自己資本比率を4%以上に維持することが求められております。求められる水準を下回った場合には、業務の全部または一部の停止を含めた様々な命令が発動されることとなります。東京都民銀行グループの自己資本比率に影響を与える要因には以下のようなものが含まれます。

- ・業績悪化による自己資本の毀損
- ・既調達劣後債務を他の資本調達手法により再調達することの困難
- ・自己資本比率の算出基準及び算出方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な展開

東京都民銀行グループのビジネス戦略が奏功しないリスク

東京都民銀行グループは、収益力強化のために様々なビジネス戦略を実施していますが、以下に記載したものをはじめとする様々な要因が生じた場合には、これらの戦略が奏功しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ・金融機関相互の競争激化や市場環境により、貸出ボリュームの増大が進まないこと、利鞘の拡大が進まないこと、手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと
- ・経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと

業務範囲拡大によるリスク

東京都民銀行グループは、法令等に則ったうえで、伝統的な銀行業務以外の新規業務にも業務範囲を拡大しております。新規業務を取扱うことにより、東京都民銀行グループは新しく複雑なリスクにさらされることとなります。東京都民銀行グループは新規業務に関するリスクについては全く経験がないか、または、限定的な経験しかない場合があります。

地域経済の動向に影響を受けるリスク

東京都民銀行は、東京の地域金融機関として、地域の中小企業と個人のお客さまを中心に金融サービスを提供しております。そのため、東京都の地域経済の動向が東京都民銀行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

災害等に関するリスク

大地震・台風等の自然災害や伝染病の発生、停電等の社会インフラ障害、犯罪等の不測の事態が発生した場合には、東京都民銀行グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他

上記の他、将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政その他の変更ならびにそれらによって発生する事態が、東京都民銀行グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、風評等により損害を被る可能性があります。

(3) 八千代銀行の事業等のリスク

信用リスク

a．不良債権の状況

八千代銀行グループは、中小企業及び個人を主たる貸出先としており、総貸出に対し先数で99.5%、残高で80.4%を占めております。これらの貸出先は、景気動向及び不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、並びに大企業等の事業方針等の影響を受けやすい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、八千代銀行グループでは、貸出金に対する審査・管理体制の強化を図るとともに、小口分散化による信用リスク管理の徹底を進めておりますが、今後の景気動向等によっては、想定を超える新たな不良債権が発生する可能性があります。

b．貸倒引当金の状況

八千代銀行グループは、自己査定及び償却引当に関する基準に基づき、将来に発生し得る損失を見積もった上で、貸出資産のリスクの程度に応じた貸倒引当金を計上しております。しかしながら、経済情勢や貸出先の経営状況の悪化、貸出等を行う際に差し入れを受けた担保価値の下落、自己査定及び償却引当に関する基準の変更等により、実際の貸倒引当金が計上時点における見積もりと乖離した場合には、与信関係費用が増加する可能性があります。

c．業種別貸出金の状況

八千代銀行グループは、東京都及び神奈川県北東部を主たる営業地域としていることから、当該地域の経済動向の影響を受けることとなります。特に当該地域は、不動産業を営む企業や不動産賃貸業を営む個人の方の資金需要が高く、八千代銀行の同業種に対する貸出金の割合は他業種に比べやや高くなっております。八千代銀行は、特定先への集中を排除した貸出に努めておりますが、不動産市況の悪化等の変動があった場合には、与信関係費用が増加する可能性があります。

d．担保・保証の状況

八千代銀行グループは、担保・保証に過度な依存をしないよう配慮しつつ、必要に応じ貸出先等から不動産等の担保や保証の差し入れを受け貸出を行っております。担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しているため、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等が発生した場合には、与信関係費用が増加する可能性があります。

e．他の金融機関の動向

八千代銀行グループは、貸出等金融サービスを通じ、地域経済の活性化に資することが、地域金融機関の使命であると認識しております。そのため、業況が低迷している企業等であっても、改善が見込まれる場合には貸出条件の変更や追加のご融資にも応じております。従いまして、こうした貸出先に対し、他の金融機関が急速な貸出金の回収や取組方針等の変更を行った場合には、与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。

市場リスク

a．株価の状況

八千代銀行グループは、市場性のある株式等を保有しており、これらの保有株式等は、株価等が下落した場合には評価損が発生する可能性があります。また、八千代銀行グループは、法規制上及びリスク管理の観点から、保有株式の相当数を売却する可能性があります。この際、株価等が下落していた場合には、売却損が発生し、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b．債券の状況

八千代銀行グループは、資金運用の一環として、国債をはじめとする市場性のある債券を保有していることから、金利上昇等に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する場合があります。その結果、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c．デリバティブ取引リスク

八千代銀行は、資産・負債の総合管理（ALM）を目的として、金利オプションや金利スワップ、先物外国為替取引、債券先物及びオプション等の取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は、ヘッジの手段としてのみ活用しており、投機的な取組みは行っておりません。デリバティブ取引を行う場合は、統合リスク

管理会議において市場環境を充分考慮した上で協議・決定しておりますが、市場環境が想定を超えて変動した場合には、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

d．為替リスク

八千代銀行グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。従いまして、外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。

流動性リスク

経済環境の変化や金融市場全般若しくは八千代銀行グループの信用状況等が悪化した場合には、資金調達コストが上昇し業績に影響を及ぼすことがあるほか、資金調達が困難になれば財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

オペレーショナルリスク

八千代銀行グループが、様々な業務を遂行する上においてはオペレーショナルリスクが内包されており、以下に記載する事務リスクやシステムリスクのほか、業務に関連した不正行為や労務管理上の問題、お客さまへの商品勧誘や販売行為などにおける不適切な行為等が生じた場合、損失が発生する可能性があります。

a．事務リスク

八千代銀行グループは、預貸金業務や為替業務をはじめとして、国債や投資信託、生損保の販売等、様々な業務を取り扱っております。これらの業務を取り扱う上では、事務の堅確化に努めるとともに、相互牽制を強化し不適切な取扱いの絶無を目指しております。しかしながら、八千代銀行グループの行員等が過失の有無を問わず不適切な事務処理を行った場合には、損失が発生する可能性があります。

b．システムリスク

八千代銀行は、銀行業務を正確かつ迅速に処理するためのコンピュータシステムを使用しているほか、お客さまに様々なサービスを提供するためのシステムも導入しております。これらのシステムについては、停止した場合や誤作動が生じた場合の影響が大きいことから、厳格な運営管理に努めるとともに、愛媛県にバックアップセンターを設置しております。こうした措置により、停電、妨害行為、品質不良等のリスクの未然防止や、大地震等の自然災害が発生した場合のリスクの軽減に努めておりますが、お客さまへのサービスが中断する可能性があります。

c．レピュテーションリスク

八千代銀行グループは、「地域のお取引先との信頼関係を存立基盤とする銀行として、お取引先からの評価を高めることが経営の基本」とした基本方針に則り、お客さまや株主の方々、市場等から高い評価を得るため、経営管理の徹底を図るとともに、顧客満足度や利便性の向上に努めております。しかしながら、マスコミ報道やインターネット等を通じ、八千代銀行グループや金融業界等に対する事実と異なった風説や風評が拡散した場合には、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

決済リスク

八千代銀行は、多くの金融機関と取引を行っております。取引にあたっては一定の基準を設定しておりますが、金融システム不安が発生した場合や大規模なシステム障害が発生した場合には、金融市場における流動性が低下する等、資金決済が困難となる可能性があります。

情報セキュリティリスク

八千代銀行グループは、業務遂行上、多くのお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報を保有しております。これらの情報につきましては、セキュリティポリシー等に基づき管理の徹底を図っておりますが、万一、重要な情報が漏洩した場合には、お客さま等からの信用が失墜するばかりでなく、業績にも影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等に関するリスク

八千代銀行グループは、銀行法や金融商品取引法のほか、企業経営に係る一般的な法令等の適用を受けております。八千代銀行グループでは、これらの法令等を遵守するため実効性のあるコンプライアンス態勢の構築に努めておりますが、法令等に違反するような事態が生じた場合には、罰則や行政処分等を受け、八千代銀行グループの経営に重大な影響を与える可能性があります。

退職給付債務に関するリスク

年金資産の運用利回りの低下や時価の下落、退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率の変更、また、会計制度の変更等があった場合、年金資産が減少し退職給付債務が増加するほか、純資産が減少する等、業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に関するリスク

八千代銀行グループは、会計基準に基づき将来の合理的な見積期間内の課税所得の見積額を限度として、有税による引当金等の無税化計画を策定した上で、貸借対照表に繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産は、将来の課税所得見積額や法人税率の変更等により、一部または全部の回収が困難であると判断した場合には減額を行う可能性があり、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自己資本比率等に関するリスク

八千代銀行グループは、自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。当連結会計年度末における八千代銀行グループの新たな自己資本比率規制（バーゼル）における連結自己資本比率は10.19%と国内基準行としては十分な自己資本を有しております。

しかしながら、新たな自己資本比率規制（バーゼル）における国内基準行の最低所要水準である4%を下回るような事態が起こった場合には、金融当局から行政処分を受ける可能性があります。

普通株式の希薄化リスク

八千代銀行は、第二回無担保転換社債型新株予約権付社債50億円を発行しております。

当該社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日までの間、八千代銀行の普通株式の交付を目的として本新株予約権を行使することができます。これにより、普通株式の株式数が増加し、1株当たりの価値が低下する場合があります。

主要な事業の前提に関する事項について

八千代銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律第5条第1項の規定に基づき、平成3年3月25日に信用金庫から普通銀行への転換の認可（同法第5条第5項の規定に基づき、八千代銀行は銀行法第4条第1項に限定されている免許の認可を受けたものとみなされております。）を受け、銀行法第10条の規定に則り、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引及び有価証券の売買等の銀行業務を営んでおります。銀行業における免許には、有効期間その他の制限に関する法令の定めはありませんが、銀行法第26条及び第27条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消し等を命ぜられることがあります。

現時点において、八千代銀行はこれらの事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止や免許の取消し等の要件に該当した場合には、八千代銀行の主要な事業活動に支障をきたすと共に、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

格付の取得状況

八千代銀行は、外部格付機関より格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、八千代銀行の資金・資本調達に影響を及ぼす可能性があります。

感染症の流行

新型インフルエンザ等感染症の流行により、地域の経済活動が停滞した場合や八千代銀行グループの事業活動に支障が生じた場合、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害の発生

地震や台風等の自然災害が予想を上回る規模や頻度で発生し、地域の経済活動が停滞した場合や八千代銀行グループの事業活動に支障が生じた場合、八千代銀行グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他各種規制及び法制度等

八千代銀行グループが業務を行う上で適用される法律及び規則、政策、実務慣行、会計制度、税制等が変更された場合には、八千代銀行グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京都民銀行は、平成26年2月20日開催の取締役会において、以下のとおり新本店移転を前提とした固定資産の取得を決議し、同日に契約を締結いたしました。

1．取得の理由

昭和41年竣工の現在の本店建物から首都圏を地盤とする東京都民銀行にふさわしい新拠点に移転することで、今まで以上に充実した金融サービスを提供し、より一層社会に貢献できる体制を築くことを目的とします。

2．取得する固定資産の概要

（所在地） 東京都港区南青山三丁目176番外

（敷地面積） 1,916.79㎡

また、当社の完全子会社となる両行のその他の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

東京都民銀行

平成26年3月末時点において計画中である重要な設備の新設、除却等は次の通りであります。

重要な設備の新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方 法	着手年月	完了予定年 月
						総額	既支払額			
東京都民銀行	本店	東京都 港区	新設	銀行業	本店	20,000		自己資金	平成27年 2月	平成29年 2月
	本店 他	東京都 港区 他	新設	銀行業	コンピューター 機器	213		自己資金		

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

八千代銀行

平成26年3月末時点において計画中である重要な設備の新設、撤去等は次の通りであります。

重要な設備の新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
八千代銀行	椎名町支店	東京都豊島区	新設	銀行業	店舗	304	61	自己資金	平成25年9月	平成26年10月

重要な設備の除却等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	除却及び 売却等の 予定時期	土地	建物	動産	リース 資産	合計
							面積 (㎡)	帳簿価額			
八千代銀行	椎名町支店	東京都港区	移転	銀行業	店舗	平成26年11月	298.5	157	10	3	171
	笹塚駅前出張所	東京都渋谷区	廃止	銀行業	店舗外現金自動設備	平成28年3月			0	0	1

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成26年10月1日時点の当社の状況は以下の通りとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第1回第一種優先株式	5,000,000
第2回第一種優先株式	5,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,225,724 (注)1、2、3	東京証券取引所	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注)4
第1回第一種優先株式	-	-	単元株式数は100株であります。(注)5
第2回第一種優先株式	-	-	単元株式数は100株であります。(注)5
新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等)	-	-	無担保転換社債型新株予約権付社債 50億円
計	29,225,724	-	-

(注)1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定であります。

2 東京都民銀行の普通株式の発行済株式総数40,050,527株(平成26年3月31日時点)、八千代銀行の普通株式の発行済株式総数15,522,991株(平成26年3月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成26年3月31日時点で東京都民銀行が保有する自己株式1,238,150株、同日時点で八千代銀行が保有する自己株式657,846株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、東京都民銀行又は八千代銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成26年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、以下の通りであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 当社の定款が定める第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式の各内容については、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2)株式移転計画の内容 別紙1 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 定款 第3章 第一種優先株式」をご参照ください。

(2) 【新株予約権等の状況】

八千代銀行が発行した株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権は、本株式移転の日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下の通りであります。

株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債
（劣後特約付）

区分	株式移転効力発生日現在 （平成26年10月1日）
新株予約権の数（個）	50（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,741.4（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成26年10月1日 至 平成28年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1．発行価格 新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る新株予約権に係る社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した額とする。 2．資本組入額 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	新株予約権付社債の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る社債とし、社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高（百万円）	5,000（注）6

（注）1 平成26年5月31日現在の株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の新株予約権者に対して、当該新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

- 2 「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容 別紙3第15項第(2)号」をご参照ください。
- 3 「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容 別紙3第15項第(6)号及び第(8)号」をご参照ください。
- 4 「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容 別紙3第15項第(7)号」をご参照ください。
- 5 「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容 別紙3第15項第(4)号」をご参照ください。

- 6 株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、八千代銀行が当社の成立日の前日の最終の当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務の金額になります。本届出書提出日において未確定であるため、平成26年5月31日現在の株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の残高を記載しております。なお、本株式移転の効力発生日までに株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る社債の金額が減額されます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成26年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下の通りとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成26年 10月1日	普通株式 29,225,724 （予定）	普通株式 29,225,724 （予定）	20,000	20,000	5,000	5,000

(注) 東京都民銀行の普通株式の発行済株式総数40,050,527株（平成26年3月31日時点）、八千代銀行の普通株式の発行済株式総数15,522,991株（平成26年3月31日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、基準時にそれぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成26年3月31日時点で東京都民銀行が保有する自己株式1,238,150株、同日時点で八千代銀行が保有する自己株式657,846株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、東京都民銀行又は八千代銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成26年3月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の所有者別状況については、以下の通りであります。

東京都民銀行

普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）		55	28	1,003	114	1	6,813	8,014	
所有株式数（単元）		142,362	6,123	110,251	56,012	1	84,488	399,237	126,827
所有株式数の割合（％）		35.66	1.53	27.62	14.03	0.00	21.16	100.00	

（注）1 自己株式1,238,150株は、「個人その他」に12,381単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、1単元含まれております。

八千代銀行

普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）		45	27	1,766	119	2	7,393	9,352	
所有株式数（単元）		54,779	4,292	27,257	19,071	2	43,876	149,277	595,291
所有株式数の割合（％）		36.69	2.87	18.25	12.77	0.00	29.39	100.00	

（注）1 自己株式657,846株は、「個人その他」に6,578単元、「単元未満株式の状況」に46株含まれております。なお、財務諸表及び連結財務諸表においては、自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する八千代銀行株式19,400株は、「金融機関」に194単元含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる両行の平成26年3月31日現在の株主の状況は以下の通りであります。

東京都民銀行

普通株式

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,350	5.86
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	1,880	4.69
東京都民銀行職員持株会	東京都港区六本木二丁目3番11号	1,064	2.65
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	992	2.47
フクダ電子株式会社	東京都文京区本郷三丁目39番4号	958	2.39
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	765	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	764	1.90
CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	56, GRAND RUE L-1660 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	750	1.87
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	691	1.72
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	600	1.49
計		10,819	27.01

(注) 1 東京都民銀行は平成26年3月31日現在、自己株式を1,238,150株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者から以下のとおり変更報告書の写しの送付を受けておりますが、東京都民銀行としては平成26年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

(変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	平成25年 11月22日	平成25年 11月15日	1,880	4.70
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	平成25年 11月22日	平成25年 11月15日	545	1.36
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	平成25年 11月22日	平成25年 11月15日	830	2.07
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA Inc.)	320 Park Avenue, 12th floor, New York, NY 10022, USA	平成25年 11月22日	平成25年 11月15日	0	0.00
計				3,256	8.13

八千代銀行
普通株式

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	普通株式の発行済株式総数 に対する所有株式数の割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,290	14.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	504	3.24
八千代銀行従業員持株会	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	478	3.07
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	267	1.72
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	255	1.64
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	251	1.61
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	184	1.19
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋一丁目18番6号	172	1.10
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	158	1.02
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	150	0.96
計		4,711	30.35

(注) 上記のほか、自己株式が657千株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成26年3月31日現在の議決権の状況は以下の通りであります。

東京都民銀行

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,238,100		権利内容に何ら限定のない東京都民銀行における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 29,500		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 38,656,100	386,561	同上
単元未満株式	普通株式 126,827		同上
発行済株式総数	40,050,527		
総株主の議決権		386,561	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、東京都民銀行所有の自己株式50株が含まれております。

3 上記は、平成26年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

八千代銀行

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 （自己株式等）			
議決権制限株式 （その他）			
完全議決権株式 （自己株式等）	普通株式 657,800		
完全議決権株式 （その他）	普通株式 14,269,900	142,699	
単元未満株式	普通株式 595,291		
発行済株式総数	15,522,991		
総株主の議決権		142,699	

- （注）1 「完全議決権株式（自己株式等）」の普通株式には、財務諸表及び連結財務諸表においては自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する八千代銀行株式19,400株は含まれておりません。なお、従業員持株会信託型E S O Pが所有する八千代銀行株式19,400株は、「完全議決権株式（その他）」の普通株式に含まれております。
- 2 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株（議決権1個）含まれております。
- 3 上記は、平成26年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成26年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成26年3月31日現在の自己株式については、以下の通りであります。

東京都民銀行

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木二丁目3番11号	1,238,100		1,238,100	3.09
（相互保有株式） とみんコンピューターシステム株式会社	東京都港区六本木二丁目4番1号	29,500		29,500	0.07
計		1,267,600		1,267,600	3.16

八千代銀行

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社八千代銀行	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	657,800		657,800	4.23
計		657,800		657,800	4.23

（注） 「自己名義所有株式数（株）」及び「所有株式数の合計（株）」には、財務諸表及び連結財務諸表においては自己株式として処理している従業員持株会信託型E S O Pが所有する八千代銀行株式19,400株は含まれておりません。

（８）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成26年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、取締役会の決議によるものとする予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の株価の推移は以下の通りであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

東京都民銀行

普通株式

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,890	1,341	1,101	1,172	1,584
最低(円)	1,103	741	879	610	927

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

八千代銀行

普通株式

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	3,600	3,060	2,830	3,490	4,225
最低(円)	1,856	1,631	1,790	1,401	2,425

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

東京都民銀行

普通株式

月別	平成25年 12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,093	1,120	1,046	1,092	1,103	1,150
最低(円)	1,011	1,016	927	961	988	1,024

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

八千代銀行

普通株式

月別	平成25年 12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	2,746	2,928	2,707	2,873	2,888	3,100
最低(円)	2,572	2,662	2,425	2,536	2,566	2,735

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員 の 状況】

平成26年10月1日に就任を予定している当社の役員 の 状況は、以下の通りであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京 都民銀行の普 通株式数 (2) 所有する八千 代銀行の普通 株式数 (3) 割り当てられ る当社の普通 株式数
代表取締役 役会長		酒井 勲	昭和20年2月28日生	昭和43年4月 八千代信用金庫入庫 平成5年6月 株式会社八千代銀行 総合企画部長 平成10年6月 同行 取締役 総合企画部長 平成13年5月 同行 取締役 (総合企画部担当) 平成13年6月 同行 常務取締役 平成15年4月 同行 常務取締役企画本部長 平成16年6月 同行 専務取締役 平成18年4月 同行 専務取締役 平成19年6月 同行 取締役副頭取 平成22年6月 同行 取締役頭取 (現職) (秘書室・経営監査部担当)	(注) 2	(1) - 株 (2) 8,300株 (3) 8,300株
代表取締役 役社長		柿崎 昭裕	昭和30年11月18日生	昭和54年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成14年7月 同行 玉川学園支店長 兼 成瀬台出張所長 平成16年7月 同行 大森支店長 平成18年4月 同行 財務企画部副部長 平成18年7月 同行 参与 財務部長 平成19年6月 同行 取締役 執行役員 財務部長 平成20年7月 同行 取締役 執行役員 経営企画部長 平成21年6月 同行 取締役 常務執行役員 経営企画部長 平成22年6月 同行 常務取締役 経営企画部長 平成23年7月 同行 常務取締役 経営本部長 平成24年6月 同行 取締役頭取 (現職)	(注) 2	(1) 6,516株 (2) - 株 (3) 2,410株
取締役		小林 功	昭和21年3月19日生	昭和43年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成8年7月 同行 参与 人事部長 平成9年6月 同行 取締役 人事部長 平成9年10月 同行 取締役 融資管理第二部長 平成11年10月 同行 取締役 審査管理本部副部長 平成12年7月 同行 取締役 与信コスト圧縮 担当執行役 員 融資管理統括部長 平成12年10月 同行 取締役 与信コスト圧縮 担当執行役 員 審査企画部長 平成13年7月 同行 取締役 執行役員 神田支店長 平成14年5月 同行 取締役 執行役員 営業本部長 平成15年6月 同行 常務取締役 常務執行役員 営業本部 長 平成16年7月 同行 常務取締役 常務執行役員 管理本部 長 平成17年6月 同行 専務取締役 専務執行役員 管理本部 長 平成17年7月 同行 専務取締役 専務執行役員 融資審査 本部長 平成18年6月 同行 専務取締役 専務執行役員 経営管理 本部長 兼 融資審査本部長 平成18年7月 同行 専務取締役 平成19年6月 同行 取締役副頭取 平成20年6月 同行 取締役頭取 平成24年6月 同行 取締役会長 (現職)	(注) 2	(1) 20,500株 (2) - 株 (3) 7,585株
取締役		高橋 一之	昭和27年9月14日生	昭和52年4月 八千代信用金庫入庫 平成13年5月 株式会社八千代銀行 総合企画部長 平成15年4月 同行 経営企画部長 平成18年4月 同行 執行役員 頭取付 平成18年6月 同行 執行役員 淵野辺支店長 平成20年4月 同行 執行役員 人事部長 平成20年6月 同行 取締役 人事部長 平成21年6月 同行 常務取締役 平成24年6月 同行 専務取締役 (現職) (総務部担当)	(注) 2	(1) - 株 (2) 5,300株 (3) 5,300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京都民銀行の普通株式数 (2) 所有する八千代銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役		田原 宏和	昭和31年1月17日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成14年4月 株式会社八千代銀行 古淵支店長 平成16年4月 同行 八丁堀支店長 平成17年10月 同行 経営企画部副部長 平成18年4月 同行 執行役員 経営企画部長 平成20年6月 同行 取締役 経営企画部長 平成22年4月 同行 取締役（総務・市場金融部担当） 平成22年6月 同行 常務取締役 平成24年6月 同行 専務取締役（現職） （経営企画部担当）	(注) 2	(1) - 株 (2) 6,240株 (3) 6,240株
取締役		坂本 隆	昭和32年6月15日生	昭和55年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成13年6月 同行 茅場町支店長 平成16年7月 同行 日本橋支店長 平成18年7月 同行 融資審査企画部長 平成19年7月 同行 参与 融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役 執行役員 融資審査部長 平成21年6月 同行 取締役 執行役員 融資審査本部長 平成23年4月 同行 取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長 平成23年6月 同行 常務取締役 融資審査本部長 平成23年7月 同行 常務取締役 融資本部長 平成24年6月 同行 専務取締役 融資本部長 平成24年7月 同行 専務取締役 営業本部長（現職）	(注) 2	(1) 4,400株 (2) - 株 (3) 1,628株
取締役		味岡 桂三	昭和32年4月25日生	昭和56年4月 日本銀行入行 平成16年6月 同行 大分支店長 平成19年8月 同行 金融機構局参事役 平成21年6月 同行 金沢支店長 平成23年5月 株式会社東京都民銀行入行 同行 執行役員 平成23年6月 同行 執行役員 日本橋支店長 平成24年6月 同行 常務取締役 日本橋支店長 平成24年7月 同行 常務取締役 事務・システム本部長（現職）	(注) 2	(1) 1,700株 (2) - 株 (3) 629株
取締役		鈴木 健二	昭和29年12月7日生	昭和53年4月 八千代信用金庫入庫 平成15年4月 株式会社八千代銀行 人事部長 平成19年4月 同行 執行役員 人事部長 平成20年4月 同行 執行役員 烏山支店長 平成21年6月 同行 取締役 烏山支店長 平成22年4月 同行 取締役（人事・事務統括・電算部担当） 平成22年6月 同行 常務取締役（現職） （コンプライアンス統括・人事・事務システム部担当）	(注) 2	(1) - 株 (2) 4,500株 (3) 4,500株
取締役		佐藤 明夫	昭和41年2月4日生	平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成15年3月 佐藤総合法律事務所 開設 平成17年6月 株式会社アミューズ 社外監査役 平成19年3月 G M Oホスティング&セキュリティ株式会社（現：G M Oクラウド株式会社） 社外監査役（現職） 平成19年6月 インフォテリア株式会社 社外監査役（現職） 平成20年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役（現職） 平成20年12月 G M Oペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役（現職） 平成24年1月 G M Oクリックホールディングス株式会社 社外取締役（現職） 平成25年6月 株式会社東京都民銀行 社外監査役（現職）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する東京 都民銀行の普 通株式数 (2) 所有する八千 代銀行の普通 株式数 (3) 割り当てられ る当社の普通 株式数
取締役		三浦 隆治	昭和43年5月5日生	平成7年11月 中央監査法人入所（後に、合併により中央 青山監査法人に名称変更） 平成13年3月 金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補 佐として出向（平成15年10月、同監査法人 に復職） 同 退所 平成16年10月 公認会計士開業 リーガル・アソシエイツ株式会社 パート ナー 同 退任 平成18年7月 L・A・コンサルティング株式会社 取締 役（現職） 平成23年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役（現職） 平成24年6月 青梅信用金庫員外監事（現職）	(注) 2	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		多田 和則	昭和23年3月25日生	昭和45年4月 八千代信用金庫入庫 平成6年4月 株式会社八千代銀行 新百合ヶ丘支店長 平成8年10月 同行 久米川支店長 平成12年4月 同行 資産査定室長 平成13年5月 同行 経営監査部長 平成15年4月 同行 執行役員 営業推進部長 平成16年4月 同行 執行役員 営業推進第一部長 平成16年6月 同行 取締役 営業推進第一部長 平成17年4月 同行 常務取締役 平成17年4月 同行 常務取締役管理本部長 平成18年4月 同行 常務取締役 平成22年6月 同行 監査役（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) 3,000株 (3) 3,000株
監査役		片山 寧彦	昭和28年7月28日生	昭和51年4月 株式会社東京都民銀行入行 平成7年10月 同行 戸田支店長 平成9年10月 同行 総合企画部副部長 平成11年7月 同行 経営企画部副部長 平成14年4月 同行 人事・経営企画部副部長 平成14年7月 同行 経営企画部副部長 平成17年7月 同行 参与 経営企画部関連事業室長 平成23年6月 同行 常勤監査役（現職）	(注) 4	(1) 4,351株 (2) - 株 (3) 1,609株
監査役		稲葉 喜子	昭和41年9月28日生	平成5年10月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任 監査法人）入所 平成11年7月 金融監督庁検査部（現金融庁検査局）に転 籍 平成13年7月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法 人）に復職 平成17年9月 同法人退職、同年10月公認会計士事務所開 業 平成19年7月 株式会社P A S（現株式会社はやぶさコン サルティング）設立、同代表取締役（現 職） 平成21年9月 株式会社東京国際会計設立、同代表取締役 （現職） 平成22年11月 はやぶさ監査法人設立、同代表社員（現 職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
監査役		東道 佳代	昭和45年5月4日生	平成9年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成14年1月 光和総合法律事務所 入所 同事務所 パートナー（現職） 平成20年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判 官）（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
補欠監査 役 （社外）		遠藤 賢治	昭和40年5月5日生	平成10年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成10年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成11年3月 石原総合法律事務所入所 平成20年1月 遠藤法律事務所開業（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する東京都民銀行の普通株式数 (2) 所有する八千代銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
補欠監査役 (社外)		宮村 百合子	昭和31年7月1日生	昭和54年7月 昭和58年10月 昭和63年7月 平成元年12月 平成2年3月 平成14年1月 平成20年6月	丸紅株式会社入社 有限会社カイリンクス 入社 株式会社開不動産研究所 入社 税理士資格取得 本郷公認会計士事務所（現：辻・本郷税理士法人）入所 税理士登録 辻・本郷税理士法人 理事（現職）	(注) 4	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株
合計							(1) 37,467株 (2) 27,340株 (3) 41,201株

- (注) 1 取締役 佐藤明夫、三浦隆治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査役 稲葉喜子、東道佳代は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 監査役の任期は、平成26年10月1日である当社の設立日より、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有する東京都民銀行又は八千代銀行の株式数は、平成26年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両行の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

優先株式

当社は、資本政策の選択肢の多様化を図り、将来における金融環境の変化に機動的かつ柔軟に対応するために、普通株式と異なる定めをした第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式について定款に定める予定であります。第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式の内容については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 定款 第3章 第一種優先株式」をご参照ください。

株主総会の普通決議要件

当社は、株主総会及び種類株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会及び種類株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会及び種類株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会及び種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定める予定であります。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は、6名以内とする旨を定款に定める予定であります。監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」といいます。）は、株主総会の決議によって定める予定であります。但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の総額は金2億5千万円以内とし、監査役の報酬等の総額は金8千万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役の佐藤明夫氏は、当社の完全子会社となる東京都民銀行の社外監査役に就任しておりますが、平成26年6月27日付で東京都民銀行の社外監査役を退任される予定であります。佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、東京都民銀行が必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。社外取締役の三浦隆治氏

は、当社の完全子会社となる八千代銀行の社外監査役に就任しておりますが、平成26年6月27日付で八千代銀行の社外監査役を退任される予定であります。各社外取締役と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外監査役の東道佳代氏は、東京都民銀行の顧問弁護士であり、業務に係る通常法律相談を行っておりますが、平成26年6月26日付で東京都民銀行の顧問弁護士を辞任される予定であります。社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

会計監査人

当社の会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人を選任する予定であります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行う旨を定款に定める予定であります。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

監査報酬の内容等は未定であります。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（両行について、それぞれ平成25年6月27日提出）、東京都民銀行の四半期報告書（平成25年8月7日、平成25年11月15日及び平成26年2月12日提出）及び八千代銀行の四半期報告書（平成25年8月9日、平成25年11月19日及び平成26年2月12日提出）をご参照ください。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下の通りであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成27年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	未定
買取・買増手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

（注） 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益計算書】

該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

東京都民銀行

事業年度 第91期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

八千代銀行

事業年度 第22期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

東京都民銀行

事業年度 第92期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月7日関東財務局長に提出
事業年度 第92期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年11月15日関東財務局長に提出
事業年度 第92期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年2月12日関東財務局長に提出

八千代銀行

事業年度 第23期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出
事業年度 第23期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年11月19日関東財務局長に提出
事業年度 第23期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年2月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

東京都民銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年6月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成25年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成25年10月10日関東財務局長に提出

八千代銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年6月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成25年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成25年10月10日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

東京都民銀行

上記 記載の平成25年10月10日付臨時報告書の訂正報告書を平成26年5月2日付で関東財務局長に提出

八千代銀行

上記 記載の平成25年10月10日付臨時報告書の訂正報告書を平成26年5月2日付で関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

東京都民銀行

株式会社東京都民銀行 本店

(東京都港区六本木二丁目 3 番 11 号)

株式会社東京都民銀行 横浜支店

(神奈川県横浜市中区本町二丁目 22 番地)

株式会社東京都民銀行 船橋支店

(千葉県船橋市本町七丁目 6 番 1 号)

株式会社東京都民銀行 戸田支店

(埼玉県戸田市大字新曽字小玉 218)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 横浜支店、船橋支店及び戸田支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

八千代銀行

株式会社八千代銀行 本店

(東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号)

株式会社八千代銀行 大和支店

(神奈川県大和市大和南一丁目 4 番 4 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年10月1日に設立予定であるため、本書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。